

舟形町では独自の支援を行います

「舟形町のびのび子育てサポート給付金事業」

☆ 3～5歳児の「給食費」を無料にします

3～5歳児の給食費のうち副食費分について、国の制度では実費徴収とされていますが、町では無料とします。

☆ 0～2歳児の多子計算を緩和します

0～2歳児の保育料・給食費に係る第2子・第3子について、国の制度では保育園に第1子等と一緒に入所していること（同時入所）が要件とされていますが、町では、**18歳までの兄弟姉妹がいれば**、そこからカウントして助成対象とします。

※未就学児の同時入所の場合は国の補助。

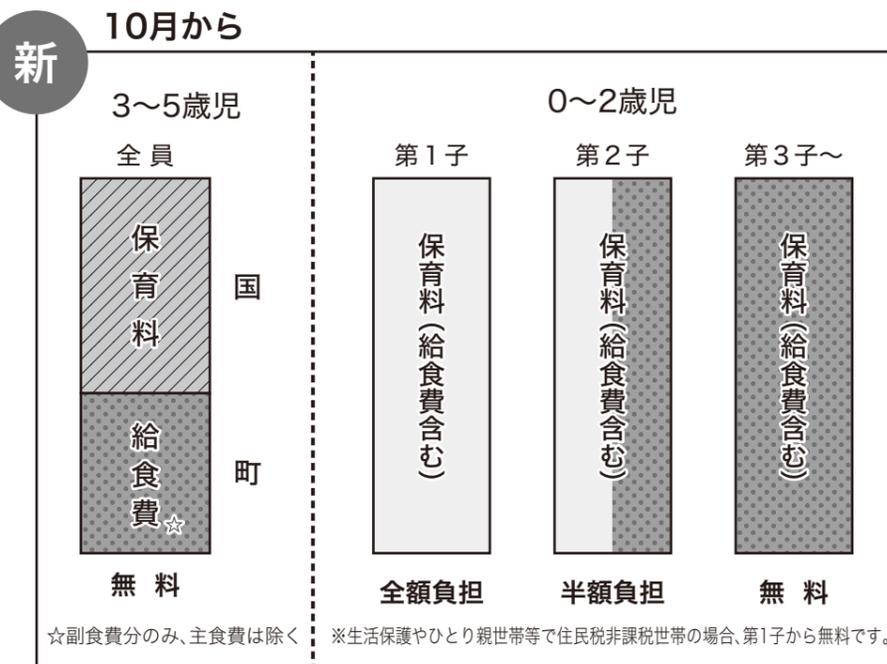
10月から 保育料金が「無償」に

国の「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）等により、幼児教育の無償化の方針が示されました。今回は、幼児教育の無償化について、町の保育料金がどう変わるのか紹介します。

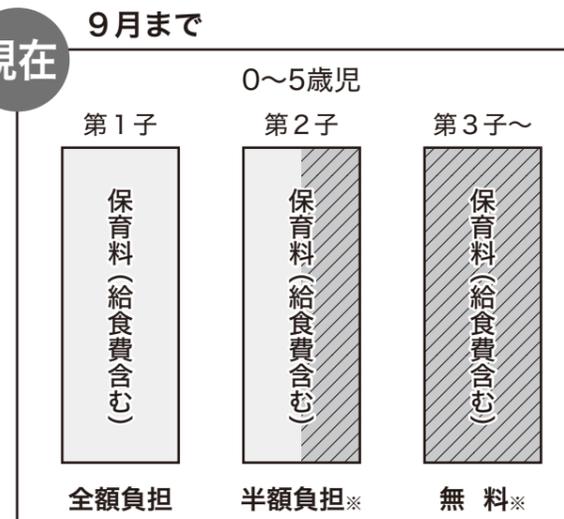


対象となるのは？

町から保育の必要があると認定された、**3～5歳児のお子さん**と
住民税非課税世帯の0～2歳児のお子さん



現在



国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育の無償化に取り組みます。これにより、3～5歳児までの児童は保育料が無料となります。ただし、国の制度では、給食費に相当する部分は無料になりません。また、0～2歳児までの住民税非課税世帯の児童の保育料も無料になります。

※第2子、第3子は、3人とも同時入所の場合。
※兄弟姉妹で利用する場合は、入所している最年長の子どもから順に2人目、3人目とカウントします。
※生活保護やひとり親世帯等で住民税非課税世帯の場合、第1子から無料です。

我が家はあと半年で卒園なので期間は短いですが、国の取り組みのほかに町独自の取り組みもあるのはうれしく思います。ただ、これから子どもが大きくなるにつれて、子育てに掛かる負担も大きくなり、消費税も上がる予定なので、保育料に限らず、町民の方々の意見をうまく取り入れた取り組みにも期待します。

沼澤 飛鳥さん(舟形第4)



小夏ちゃん



▼問い合わせ先
舟形町健康福祉課福祉係
☎(32)0655